

# 7月10日(日) 7時～20時 参議院議員通常選挙

問 松前町選挙管理委員会 ☎ 985-4132 FAX 985-4148

## 投票できる人

平成16年7月11日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 令和4年3月21日までに松前町に転入届を出した(住民登録がある)人で、引き続き松前町に住んでいる人
  - ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、令和4年3月22日以降に松前町から転出した人
- ※ 投票当日に選挙権があり、松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。
- ※ 他の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市区町村での投票となります。不在者投票は、早めにお問い合わせください。

## 期日前投票

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。感染症対策で、当日の密集を避けることも、期日前投票を行う理由として認められています。投票日当日に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

- ▶ 日程 7月9日(土)まで  
8時30分～20時
- ▶ 場所 役場2階大会議室

投票所入場券裏面の宣誓書に記入を



## 不在者投票

次に当てはまる場合は、それぞれの場所で不在者投票ができます。手続きに日数がかかりますので、申請方法・期限などは早めにお問い合わせください。

- ① 仕事や旅行などで遠隔地に滞在し、松前町で投票ができない場合 → 滞在地の選挙管理委員会
  - ② 県選挙管理委員会指定の病院などに入院・入所中の場合 → その施設
- ※ ①の場合は、郵便で投票用紙の請求、交付、返送を行い、投票します。郵送に日数がかかりますので、早めの手続きをお願いします。
- ※ ②の場合は、入院・入所している施設の長に、不在者投票をしたい旨を申し出てください。

## 代理投票・点字投票

字を書くのが不自由な人や目の不自由な人のために、代理投票や点字投票という制度があります。代理投票では、投票所の職員が補助者となり、代理であなたの意思を代筆します。もちろん秘密は守られます。

点字投票では、点字器を使った投票をすることができます。希望する人は、投票所の職員に申し出てください。



## 投票所

お住まいの区域によって投票所が異なります。投票所入場券にも記載していますので、ご確認ください。

投票区	投票所	区域
第1	黒田保育所	南黒田・北黒田
第2	松前小学校体育館	宗意原・新立
第3	古城幼稚園	本村・筒井・東ノ寮
第4	出作集会所	徳丸・中川原・出作
第5	東公民館	神崎・鶴吉

投票区	投票所	区域
第6	小富士保育所	横田・大溝・永田・東古泉
第7	白鶴保育所	大間・上高柳・恵久美
第8	北公民館	昌農内・西高柳・西古泉
第9	北川原集会所	北川原・塩屋